

大野城市

災害時避難行動要支援者支援計画



大野城市

目次

1	災害時避難行動要支援者支援計画の策定について	1
2	避難行動要支援者支援の仕組み	1
3	避難行動要支援者の特定	2
(1)	要配慮者の把握	2
(2)	支援の対象とする避難行動要支援者の範囲	2
(3)	個別計画の策定	2
(4)	制度の周知と個別計画策定の働きかけ	3
4	地域支援者	3
(1)	地域支援者の役割	3
(2)	地域支援者の決定	3
5	避難行動要支援者情報	4
(1)	避難行動要支援者名簿の作成	4
(2)	情報の共有	4
(3)	情報の管理	4
(4)	情報の更新	5
6	避難情報などの伝達体制の整備	5
(1)	市からの情報伝達	5
(2)	地域支援者等から避難行動要支援者への情報伝達	6
(3)	避難に関する情報の発表	6
(4)	地域住民による通報	7
7	災害発生時の支援活動	7
(1)	地域支援者の役割	7
(2)	自主防災組織の役割	8
8	外国人などの支援対策	8
(1)	外国人の支援対策	8
(2)	旅行者への対応	9
9	平常時の見守り体制	9
10	災害に強いまちづくり・ひとづくり	9
(1)	住民の意識啓発	9
(2)	地域活動への積極的な参加	9
(3)	防災訓練の実施	9
11	避難行動要支援者避難支援の流れ	10
12	大野城市災害対策本部の避難行動要支援者対策	11
	【様式第1号】大野城市災害時避難行動要支援者支援計画届出書 兼情報提供同意書	12
	(資料1) 避難所一覧	15
	(資料2) 関係機関の連絡先一覧	17

大野城市災害時避難行動要支援者支援計画

1 災害時避難行動要支援者支援計画の策定について

市では、平成 22 年 4 月に「地域で支える災害時要援護者支援制度の手引き」を策定し、災害が発生したときに、高齢者、障がい者などの支援が必要な人を、地域で支える支援体制を構築し、支援を実施してきました。

しかしながら、全国的にも本市と同様の取り組みがなされていたなか、平成 23 年の東日本大震災において、高齢者や障がい者が数多く犠牲になり、他方で、消防関係者や民生委員・児童委員などの支援者にも多くの犠牲者が出ました。

このことから、東日本大震災の教訓を踏まえ、国は平成 25 年に災害対策基本法を改正し、また、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を取りまとめました。

法改正においては、高齢者、障がい者などの災害時に特に配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するため特に支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援体制を見直すため、避難行動要支援者名簿作成を自治体に義務化し、併せて、名簿情報の外部提供に関する規定などが盛り込まれました。

市においても、改正法や国の指針に基づき、災害発生時に、一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、これまで取り組んできた「自助と共助」を基本として地域ぐるみで避難行動要支援者の安全と安心を守る支援体制のさらなる充実を目的として策定しました。

2 避難行動要支援者支援の仕組み

避難行動要支援者支援の仕組みは、次のとおりです。

- 市は、地域で、災害が発生したときに支援が必要な人（避難行動要支援者）を特定し、避難行動要支援者名簿を作成します。
- 市は、避難行動要支援者名簿の情報を、本人の同意を得て、平常時から地域支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、大野城市社会福祉協議会、春日・大野城・那珂川消防本部、春日警察署、その他避難支援者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供し、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援ができるように日頃の見守り活動や地域支援者との情報共有などを行います。
- 市は、避難行動要支援者名簿の情報を、災害発生時に、避難支援等関係者に提供し、個別計画に定めた地域支援者とともに円滑かつ迅速な避難支

援を行います。

- 市は、避難行動要支援者一人一人に対し、支援を行う人たち（地域支援者）を決定し、個々の避難のための個別計画を策定します。
- 地域支援者と避難行動要支援者は、いざというときのために、日ごろからコミュニケーションをとり、良好な関係を築いておきます。
- 災害が発生したときには、地域支援者は、避難行動要支援者を避難所等まで誘導するなど支援活動を行います。

3 避難行動要支援者の特定

緊急時に支援を行うためには、まず、支援が必要な避難行動要支援者を特定することが必要です。そして、どのような状況にあり、どのような支援が必要なのかといった基本的な情報を把握しておかねばなりません。

(1) 要配慮者の把握

市は、災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」の情報を的確に把握し、適切な支援を実施します。

(2) 支援の対象とする避難行動要支援者の範囲

この制度の対象とする避難行動要支援者は、要配慮者のうち災害が発生したときに地域の支援が必要となる次の人です。

- 高齢者（65歳以上の人）で単身世帯
または高齢者のみの世帯の人
- 要介護認定者
- 障がい者（児）（身体障害者手帳1級、
2級および療育手帳A所持者）
- 難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等で、
支援を希望する人
- その他、自力では避難することが困難で、支援を希望する人
- 避難支援等関係者が災害発生時に支援が必要と認めた人



(3) 個別計画の策定

市は、避難行動要支援者一人一人に対し、地域支援者を決定し、個々の避難を支援するため、緊急連絡先、避難支援を必要とする理由、身体等の状況、同居家族構成、かかりつけ医等の情報、そのほか避難時に留意する事項を定めた避難行動要支援者支援計画（以下「個別計画」という。）を策定します。

避難行動要支援者は、「避難行動要支援者支援計画届出書兼情報提供同意書」（様式第1号）に必要事項を記入し、市に提出します。

避難行動要支援者本人が記入・提出できない場合には、家族や民生委員・

児童委員などの代理人が記入・提出することもできます。

(4) 制度の周知と個別計画（災害時避難行動要支援者支援計画）策定の働きかけ

避難行動要支援者には、実効性のある個別計画の策定のため、次の方法により周知と個別計画策定（提出）の働きかけを行っていきます。

- ① 広報、ホームページによる案内
広報「大野城」や市ホームページに、個別計画策定（提出）を呼びかける記事を定期的に掲載します。
- ② ダイレクトメールによる案内
避難行動要支援者となる可能性が高い人には、市から届出を勧めるダイレクトメールを発送します。
- ③ 民生委員・児童委員など福祉関係者による個別計画策定（提出）支援
民生委員・児童委員などの福祉関係者が、個別計画策定（提出）のための支援を行います。
- ④ さまざまな機会や機関を通じた案内
市は、避難行動要支援者と接するさまざまな機会（65歳到達時、身体障害者手帳の申請、母子手帳交付時、外国人の転入届時等）を利用して、また関係機関を通じて、制度の紹介と個別計画策定（提出）の働きかけを行います。

4 地域支援者

(1) 地域支援者の役割

地域支援者は、避難行動要支援者の支援を行う人たちです。主に次のことをお願いしますが、できる範囲の支援をお願いするもので、決して責任を伴うものではありません。

- 災害が発生したときに、地域と協力しながら避難行動要支援者と一緒に避難してもらいます。
- 日ごろからの近所付き合いを通じて、避難行動要支援者の見守りを行ってもらいます。



(2) 地域支援者の決定

避難行動要支援者は、自分の地域支援者として次のいずれかの方を指定します。

- お知り合いの方
 - 地域の皆さん（隣組や自主防災組織など）
- ※ 「お知り合いの方」を指定する場合、その方への依頼は避難行動要支

援者が直接行きます。

※ 「地域の皆さん」を指定する場合、地域ケア会議等における情報等をもとに自主防災組織や隣組で地域支援者を指定します。ただし、届出者は次のことに留意してください。

- ① 自主防災組織等において、地域支援者を指定することに努めますが、ご期待に添えない場合もあります。
- ② 地域支援者が指定されていない状態で災害が発生した時には迅速な支援が行えない可能性があります。
- ③ 本制度は、「自助と共助」を基本にしたものであるため、届出者においても地域支援者を指定することに努めて下さい。

※ 地域支援者として一番望ましいのは、災害時に最も迅速に支援ができる、隣近所の「お知り合いの方」です。

5 避難行動要支援者情報

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者から提出された「災害時避難行動要支援者支援計画届出書兼情報提供同意書」をもとに、地区別の避難行動要支援者名簿（台帳）を作成します。

(2) 情報の共有

市は、関係部局において避難行動要支援者の個別計画の情報を共有するとともに、必要な情報を次の避難支援等関係者に提供します。

- 地域支援者
- 自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 大野城市社会福祉協議会
- 春日・大野城・那珂川消防本部
- 春日警察署
- その他避難支援者（医療機関、消防団等）



※ 本人の同意を得て、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に、平常時から災害の発生に備えて、必要な情報を提供します。

※ 災害が発生した場合や、発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命や身体を守るために緊急を要する場合には、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に情報を提供する場合があります。

(3) 情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の情報（個別計画の情報を含む）を提供し

た避難支援等関係者に対して、災害対策基本法第 49 条の 12 の規定に基づき、情報の漏えい防止のため次のとおり必要な措置を講じます。

市が情報提供しようとするときは、あらかじめ情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で提供する個人情報の取扱いに関する協定を締結するものとし、協定においては、次に掲げる事項を定めます。

- 名簿管理責任者の設置
- 名簿を利用する者の範囲
- 名簿情報の目的外使用の禁止及び提供の制限に関する事項
- 名簿の安全な管理方法（管理場所や施設に関する事項）
- 名簿情報の守秘義務に関する事項
- 名簿情報の更新の方法
- 協定に違反した場合の措置
- そのほか、名簿情報の管理に関し必要な事項



また、市は、協定の内容が遵守されているかどうかを確認するために必要があると認めるときは、情報を提供した避難支援等関係者に対して、名簿情報の管理状況について報告を依頼し、名簿情報の管理状況を調査し、必要に応じて是正を求めます。

(4) 情報の更新

避難行動要支援者の情報が現状と違っていたら、災害が発生したときに、避難行動要支援者を適切に支援することはできません。

そこで、市は、登録された避難行動要支援者の情報の更新（個別計画の記載内容の確認）を定期的（年1回）に行います。ただし、関係者からの変更の申請があった場合には、その都度速やかに更新します。

6 避難情報などの伝達体制の整備

(1) 市からの情報伝達

市は、災害が発生するおそれが大きくなったときには、避難行動要支援者や地域支援者、そして関係地区の住民に、危険の状況や避難に関する情報を、迅速かつ的確に伝えなければなりません。

災害の規模によっては、伝達手段に障害が生じることも予想されるため、多様な伝達手段を確保しておく必要があります。

そこで、市では次のような手段を使って情報を伝達することとします。

- 市の広報車による広報
- 消防団車両による広報
- 「防災メール・まもるくん」によるメール配信
- 「災害情報伝達システム」による一斉放送



- 「災害情報等配信サービス」による情報配信
 - テレビ、ラジオを通じた放送
 - 市ホームページへの情報掲載
- ※ 公民館、コミュニティセンター、御笠川浸水想定区域内と土砂災害警戒区域内にある避難行動要支援者利用施設には、確実に情報を伝達します。

◆「防災メール・まもるくん」とは

福岡県が運営する防災情報等メール配信システムで、地震、台風、大雨等の気象情報や避難勧告等の防災情報をはじめとする地域の安全安心に関する様々な情報を配信します。

◆「災害情報伝達システム」とは

市内の公共施設などに屋外拡声設備を整備し、市役所からの遠隔操作で一斉放送やサイレン吹鳴を行い、住民に避難勧告などの災害情報を知らせるシステムです。

◆「災害情報等配信サービス」とは

災害時に市が発信する気象や避難に関する情報を、事前に登録された人に電話（人工音声）又はファックスでお知らせするサービスです。

(2) 地域支援者等から避難行動要支援者への情報伝達

視覚障がいや聴覚障がいなどにより、市からの情報がうまく伝わらない避難行動要支援者に対しては、地域支援者等が、電話やメール、あるいは直接訪問するなどして情報を伝えます。

地域支援者等が的確に情報を伝達することが出来るよう、市は地域支援者等による様々な情報伝達方法の習得等を支援します。

地域支援者、自主防災組織および避難行動要支援者が、災害に関する情報を確実に取得するために、積極的に「防災メール・まもるくん」及び「災害情報等配信サービス」に登録されるよう促します。



(3) 避難に関する情報の発表

市は、災害により人的被害が発生するおそれがある場合には、危険度に応じて、次のとおり避難に関する情報を発令します。

① 避難準備情報

避難準備情報は、人的被害が発生する可能性が高まったときに発令する情報で、避難行動要支援者など、特に避難に時間がかかる人は避難を開始しなければならない状況にあることを知らせるものです。

この情報を受けて、地域支援者は避難行動要支援者の避難支援を開始します。

② 避難勧告

避難勧告は、人的被害が発生する可能性が明らかに高まったときに発令する情報で、通常の避難行動ができる人も避難を開始しなければならない状況にあることを知らせるものです。

この発令を受けて、通常の避難行動ができる人は指定された避難所等への避難を開始します。

③ 避難指示

避難指示は、人的被害が発生するか、発生する危険性が非常に高まったときに発令する情報です。

この発令を受けて、避難中の人は確実な避難を直ちに完了し、避難していない人はすぐに避難を始め、その余裕がない場合には、生命を守る最低限の行動をとります。



(4) 地域住民による通報

地域住民は、土砂災害の前兆現象や災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合には、市（または消防署、警察署）に通報するとともに、地域の自主防災組織などの避難支援等関係者に連絡します。

7 災害発生時の支援活動

(1) 地域支援者の役割

地域支援者は、避難に関する情報が発表された場合や、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合には、避難行動要支援者に対して次のような支援活動を行います。

① 避難誘導

自宅にいることが危険な状況にある場合には、避難行動要支援者を手助けして、一緒に公民館等の指定された避難所等まで避難します。

※ 避難誘導経路は、できるだけ浸水や土砂災害などの危険のある区域を避けたルートを複数設定しておきます。

※ 状況によっては避難所には避難せず、避難行動要支援者の自宅2階や近接の堅固な建物の2階など、身の安全を確保できる場所に避難することもあります。

② 安否確認

災害が発生した直後には、自分自身と家族の安全を確認後、避難行動要支援者の安否を確認します。

※ 安否確認の結果、避難行動要支援者の消息が不明な場合には、自主防災組織などの避難支援等関係者に連絡します。

③ 救出救助

避難行動要支援者の家屋が被災している場合には、直ちに消防署または市に通報します。

災害の規模が大きいため、消防署などの公的な救助が見込めない場合には、地域住民や自主防災組織と協力して、可能な限り避難行動要支援者の救出にあたります。

④ 報告

避難行動要支援者の避難誘導などの支援活動を行った場合には、支援の状況を自主防災組織などの避難支援等関係者に報告します。

また、地域支援者自身が被災するなどして、避難行動要支援者を支援することができない場合には、隣近所の住民に支援を要請するとともに、自主防災組織などの避難支援等関係者に連絡します。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、避難に関する情報が発表された場合や、人命や身体に危険を及ぼす大規模な災害が発生した場合には、公民館を拠点として次のような支援活動を行います。

① 避難行動要支援者の状況把握

地域支援者からの報告などから、地域内の避難行動要支援者の避難などの状況を把握します。



② 避難誘導や救出救助活動および関係機関への要請

地域住民や福祉関係者などと協力して、状況が把握できない避難行動要支援者や、地域支援者が支援することのできない避難行動要支援者の安否確認、救出救助などを行います。

避難誘導や救出救助において、必要に応じて市や消防署等の関係機関に出動要請を行います。

③ 地域支援者の支援活動への協力

地域支援者からの要請を受けて、避難行動要支援者の避難誘導や救出救助などに協力します。

④ 個別計画未策定の避難行動要支援者の支援

地域支援者等が決まっていない避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、救出救助などを行います。

8 外国人などの支援対策

(1) 外国人の支援対策

市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、外国人に対して情報提供します。

情報提供は、報道機関と連携し、外国語による災害情報を提供するとと

もに外国人に対して適切な情報を提供するとともに、外国人に対して適切な情報を提供するため、県などを通じて、通訳・翻訳ボランティアや国際交流専門員の派遣を要請します。

(2) 旅行者への対応

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体などからの情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際し、関係機関などから情報提供の要請があった際には、迅速に提供します。

9 平常時の見守り体制

地域支援者は、避難行動要支援者が、災害時だけでなく平常時においても、地域社会から孤立することなく安心して暮らしていけるように、日ごろから声かけや訪問などの「無理のない見守り」（安否確認）を行い、異変（「元気がない」「新聞がたまっている」など）を察知した場合には、民生委員・児童委員など福祉関係者に連絡します。

10 災害に強いまちづくり・ひとづくり

(1) 住民の意識啓発

避難行動要支援者支援の取り組みを進めるためのポイントは、住民一人一人の防災に対する意識の向上と「地域の連携」です。地域の皆さんが「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助と共助の意識を持つことが、最も大きな災害への備えとなります。市は消防署や県と協力して、防災講座や自主防災組織リーダー育成研修などを実施し、住民の皆さんの防災意識の向上に努めます。

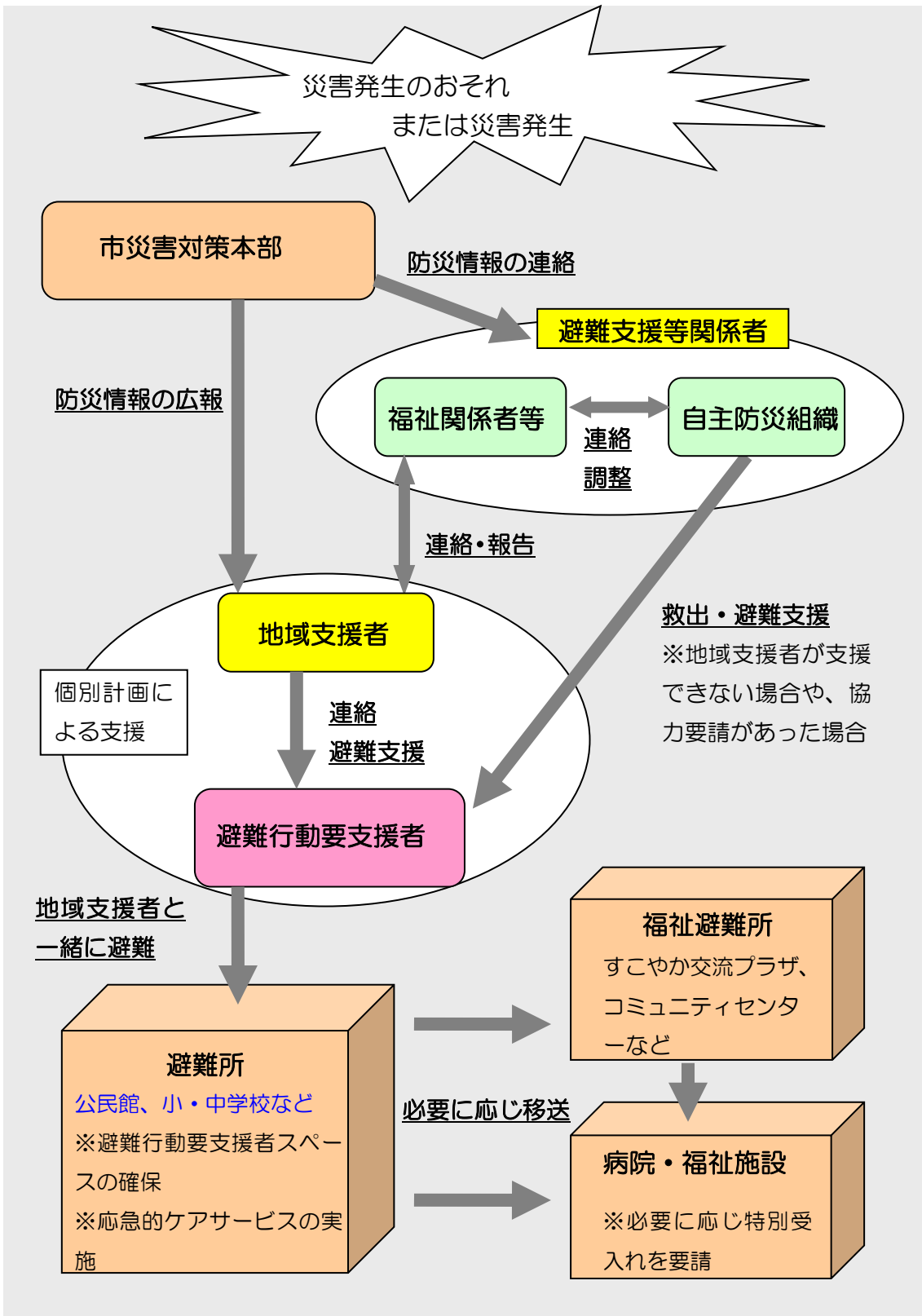
(2) 地域活動への積極的な参加

ご近所付き合いや地域の人たちとの交流が、いざというときの「助け合いの関係」を築いていきます。住民の皆さんは、日ごろから隣近所の人たちとあいさつを交わし、隣組や区、コミュニティの行事や活動に積極的に参加して多くの顔なじみを作り、地域とのつながりを深めていくことが大切です。

(3) 防災訓練の実施

自主防災組織は、市や消防署と連携して避難行動要支援者と地域支援者が一緒に参加する防災訓練を実施します。避難訓練では、どのような支援が必要なのか、避難経路や避難所に問題はないかなどを確認し、実際に災害が発生したときに、スムーズに行動できるようにします。

1.1 避難行動要支援者避難支援の流れ



12 大野城市災害対策本部の避難行動要支援者対策

項目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の勧告・指示等 (本部班、関係機関) ●警戒区域の設定 (本部班、関係機関) ●避難の誘導 (避難誘導班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的避難への対応(受け入れ) (本部班、避難誘導班) 	
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設 (避難誘導班) 		
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の把握・安否確認 (保健福祉班) ●避難行動要支援者の避難支援 (保健福祉班、避難誘導班) ●避難所の要配慮者の支援 (保健福祉班、避難誘導班) ●在宅避難の要配慮者の支援 (保健福祉班、避難誘導班) ●外国人等の支援対策 (総務広報班、保健福祉班) 	<p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所等の確保と移送等 (保健福祉班、関係各班、関係機関) ●巡回ケア・広報・相談業務 (総務広報班、保健福祉班) 	<p>→</p> <p>→</p>
避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営 (避難誘導班) ●長期化を見通した避難者への配慮 (避難誘導班、医療救護班、総務広報班) 	<p>→</p> <p>→</p>
避難所の廃止			<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の統合・廃止 (避難誘導班)
在宅避難者		<ul style="list-style-type: none"> ●在宅避難者対策 (関係各班) 	

大野城市災害時避難行動要支援者
支援計画届出書兼情報提供同意書

私は、災害発生時に避難行動等の支援を

希望します。

希望しません。

どちらかに
チェックしてください。

(支援は不要です。)

また、災害の発生に備えて(平常時に)、災害発生時に避難行動の支援、安否の確認、生命又は身体の保護を受けられるよう、下記支援計画の内容について、避難支援等関係者〔地域支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、大野城市社会福祉協議会、春日・大野城・那珂川消防本部、春日警察署、その他避難支援者(医療機関、消防団等)〕へ情報提供することに

同意します。

同意しません。

どちらかに
チェックしてください。

平成 年 月 日

署名

⑩

代理署名者

(続柄

)

なお、災害発生時は、同意の有無に関わらず、災害対策基本法に基づき、下記支援計画の内容について、避難支援等関係者へ情報提供することがあります。

【支援計画】 必要事項に記入してください。

フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日生
氏名			血液型	A・B・O・AB Rh +・-
住所	大野城市		電話	
健康保険証番号			医療証番号	
緊急連絡先	氏名	住所		電話

地域支援者	<p>※ <u>あなたの支援者になってもらう方を次のいずれかから選んで、番号に○印をつけてください。なお、最も望ましいのは、隣近所のお知り合いの方です。</u></p> <p>① お知り合いの方 ※事前にご本人の承諾を得て、下記にその方の氏名等を記入してください。1名でも結構です。</p> <p>② 緊急連絡先の方 ※近隣の方で、実際に災害時の支援が出来る方に限ります。事前にご本人の承諾を得てください。</p> <p>③ 地域の皆さん ※支援を頼めるお知り合いがいない場合は、自主防災組織や隣組の方、民生委員・児童委員などを指定します。 ただし、③を選ぶ場合は次のことに留意してください。</p> <p>ア) 自主防災組織等において避難支援等関係者を決定することに努めますが、ご期待に添えない場合もあります。</p> <p>イ) 避難支援等関係者が決定されていないと災害時に迅速な支援が行えない可能性があります。</p> <p>ウ) 本制度は「自助・共助」が基本ですので、届出者（申請者）自身で避難支援等関係者を決定することに努めてください。</p>			
	フリガナ		住所	大野城市
	氏名		電話	
	フリガナ		住所	大野城市
	氏名		電話	

(資料1)

避難所一覧 (平成26年2月現在)

災害危険度欄の「耐震」は、耐震構造又は耐震補強工事完了を示し、「浸水」は御笠川浸水想定区域内、「土砂」は土砂災害警戒区域内に位置していることを示す。

小学校については体育館が指定避難所のため、体育館の収容面積がわかるように()内に、面積を記載している。小部屋の()内は校舎の空教室の面積である。

	名称	所在地	収容可能面積 (㎡)	室数		収容可能人員 (人) 1人当り 3.0㎡	電話番号	災害危険度		
				小部屋	体育館 ホール			地震	水害	土砂 災害
北 地 区 コ ミ ュ ニ テ イ	上筒井公民館	筒井 3-8-1	235.0	4	1	78	571-4116	耐震		
	下筒井公民館	筒井 2-2-2	150.8	3	1	50	571-4115	耐震		
	山田公民館	山田 4-13-17	225.9	4	1	75	571-4386	耐震		
	雑餉隈町公民館	雑餉隈町 3-3-7	199.7	4	1	66	591-6074	耐震		
	栄町公民館	栄町 1-1-11	147.8	3	1	49	572-8665	耐震		
	仲島公民館	仲畑 4-21-1	205.2	3	1	68	572-1147	耐震	浸水	
	畑詰公民館	仲畑 2-9-12	149.7	5	1	49	571-0460	耐震	浸水	
	北コミュニティセンター	御笠川 1-17-1	1,325.5	4	2	441	513-0099	耐震		
	大野北小学校	山田 4-17-1	879.3	3 (253.5)	1 (625.8)	293	581-1501	耐震	浸水	
	御笠の森小学校	御笠川 1-7-1	778.3	3 (248.3)	1 (530.0)	259	504-1431	耐震	浸水	
	高齢者生きがい 創造センター	筒井 5-15-5	86.6	1	1	28	582-0221	耐震		
東 地 区 コ ミ ュ ニ テ イ	釜蓋公民館	大城 4-9-5	238.0	4	1	79	503-0022	耐震		
	井の口公民館	大城 1-25-1	180.9	3	2	60	503-5384	耐震		
	中公民館	川久保 1-7-1	193.0	3	1	64	504-0258	耐震		
	乙金公民館	乙金 2-5-18	268.9	5	1	89	504-1870	耐震		
	乙金台公民館	乙金台 2-17-3	214.1	4	1	71	503-9793	耐震		
	乙金東公民館	乙金東 3-5-43	160.0	2	1	53	503-8812	耐震		土砂
	大池公民館	大池 2-2-2	226.2	4	1	75	504-1386	耐震		
	中集会所	中 1-6-21	80.48	0	1	26	504-7321	耐震		
	東コミュニティセンター	大池 2-2-1	1,427.5	6	2	475	504-1428	耐震		
	大野東小学校	乙金 1-18-1	805.7	4 (186.2)	1 (619.5)	268	503-7160	耐震		
	大城小学校	大城 3-29-1	798.8	3 (168.8)	1 (630.0)	266	503-6332	耐震		
大野東中学校	乙金台 2-5-1	1,958.9	5 (384.7)	3 (1574.2)	653	503-5101	耐震			
御陵中学校	中 1-20-1	1,150.3	4 (290.3)	1 (860.0)	383	503-2901	耐震		土砂	
総合体育館	大字乙金 618-12	2,192.9	3	3	731	503-0021	耐震		土砂	

	名称	所在地	収容可能面積 (m ²)	室数		収容可能人員 (人) 1人当り 3.0m ²	電話番号	災害危険度		
				小部屋	体育館			地震	水害	土砂災害
中央地区コミュニティセンター	上大利公民館	上大利 2-18-1	274.6	3	1	91	596-4686	耐震		
	下大利公民館	下大利 2-10-10	145.7	2	1	48	571-6367	耐震		
	東大利公民館	東大利 1-12-5	231.4	4	1	77	591-8943	耐震		
	下大利団地公民館	下大利団地 4-2	214.0	4	1	71	573-8440	耐震	浸水	
	白木原公民館	白木原 1-5-5	228.2	4	1	76	571-4403	耐震		
	瓦田公民館	瓦田 3-1-1	169.7	3	1	56	571-4453	耐震		
	上大利集会所	中央 1-2-15	154.2	2	1	51	571-4322	耐震		
	白木原集会所	白木原 4-5-26	144.8	2	1	48	591-8938	耐震		
	瑞穂町集会所	瑞穂町 2-2-26	114.6	2	1	38	501-0223	耐震		
	中央コミュニティセンター	中央 1-5-1	1,304.4	4	2	434	573-3127	耐震		
	大野小学校	瓦田 3-2-1	1,131.9	6 (496.9)	1 (635.0)	377	581-1027	耐震		
	大利小学校	上大利 1-7-1	698.3	2 (145.3)	1 (553.0)	232	596-3092	耐震		
	下大利小学校	東大利 4-8-1	816.3	3 (186.3)	1 (630.0)	272	501-8722	耐震		
	大野中学校	白木原 3-11-1	1,769.8	4 (289.0)	2 (1480.8)	589	581-0153	耐震		
	大利中学校	上大利 1-6-1	1,739.5	5 (311.8)	2 (1427.7)	579	596-2911	耐震		
	大野城まどかびあ	曙町 2-3-1	1,554.1	19	2	518	586-4000	耐震		
すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	795.8	9	1	265	501-2222	耐震			
南地区コミュニティセンター	牛頸公民館	大字牛頸 1357-5	247.8	4	1	82	596-3513	耐震		
	平野台公民館	平野台 1-20-7	216.2	4	1	72	596-3539	耐震		土砂
	月の浦公民館	月の浦 3-24-6	189.0	5	1	63	595-7147	耐震		
	南ヶ丘1区公民館	南ヶ丘 2-19-1	211.1	3	1	70	596-3108	耐震		
	南ヶ丘2区公民館	南ヶ丘 4-17-1	233.3	4	1	77	596-3501	耐震		
	つつじヶ丘公民館	つつじヶ丘3-1-30	162.0	3	1	54	596-0027	耐震		
	若草公民館	若草 2-6-23	255.8	3	1	85	596-0065	耐震		
	いこいの里	大字牛頸 2472-1	156.9	8	0	52	596-3455	耐震		
	南コミュニティセンター	南ヶ丘 5-9-1	1,361.5	6	2	453	596-0686	耐震		
	大野南小学校	南ヶ丘 4-18-1	667.6	1 (82.6)	1 (585.0)	222	596-1223	耐震		
	平野小学校	横峰 2-4-1	719.5	1 (62.1)	1 (657.4)	239	596-5711	耐震		
	月の浦小学校	月の浦 3-22-1	885.1	4 (366.4)	1 (518.7)	295	595-6776	耐震		
平野中学校	つつじヶ丘 4-1-1	1,746.4	1 (240.0)	2 (1506.4)	582	596-6501	耐震			

(資料2)

関係機関の連絡先一覧

名 称	電話番号	住所
大野城市役所 安全安心課	580-1899	大野城市曙町 2-2-1
大野城市役所 危機管理課	580-1966	
大野城市役所 地域包括支援センター	501-2306	
大野城市役所 福祉課 福祉行政担当 (民生委員・児童委員連合協議会事務局)	580-1851	
大野城市役所 福祉課 障がい者支援担当	580-1852	
大野城市役所 こども健康課	580-1978	
大野城市役所 文化学習課	580-1812	
大野城市社会福祉協議会	572-7700	大野城市曙町 2-3-2
春日・大野城・那珂川消防署	584-1191	春日市春日 2-2-1
春日警察署	580-0110	春日市原町 3-1-21
大野交番	503-5800	大野城市御笠川 2-12-2
白木原交番	582-9234	大野城市白木原 2-4-22
南ヶ丘交番	596-0025	大野城市南ヶ丘 4-1-20
春日原交番	581-0342	春日市春日原北町 3-26
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	513-5581	大野城市白木原 3-5-25
筑紫医師会	923-1331	太宰府市国分 3-13-1

ともに創る 個性輝く やすらぎの新コミュニティ都市



大野城市災害時避難行動要支援者支援計画

平成22年 4月

平成23年11月（改訂）

平成27年 3月（改訂）

問い合わせ先

大野城市 環境生活部 安全安心課 消防・防災担当

〒816-8510

大野城市曙町二丁目2番1号

電話 092-580-1899

FAX 092-572-8432